

常任委員会・特別委員会の動き

南市民図書館及び市民ギャラリー 暫定移設先の候補地を決定

子ども文教



バリアフリー環境への対応等のため暫定移設を行う南市民図書館

子ども文教常任委員会は、9月10日に開催され、①子育て支援策の取組等②浜見保育園アスベスト事業に...

朽化が進み、公共施設にふさわしいバリアフリー環境への改善が困難であること...

議会等へ報告し、図書館ホームページにより市民周知を行った上で、選定条件を満たし、搬入動線確保など...

次に、市民ギャラリーの暫定移設に至るまでの経過結果、図書館との複合化により集客面の効果や共有スペースの効率的活用をする...

厚生環境常任委員会は、9月7日に開催され、陳情4件を審査した。その結果、3件が趣旨了承、1件が趣旨不了承と決定した。

現在、本町4丁目の県立藤沢高等学校跡地では、民間事業者による特定開発事業が進められている。この事業は、専用住宅や共同住宅等の建築のほか、敷地内に存在する廃道敷部分について、新設する道路部分に入らない用地を集約し(仮称)交流センターや公益施設...

この(仮称)交流センターについては、開発区域内の居住者だけでなく、広く市民が集い、これまで教育施設として培われてきた高成31年3月に建物本体の整備完了が見込まれているが、備品等については市側で整備する必要がある。また、本施設の利用や運営手法等を検討しているが、当面の間、市の事業や多様な主体との連携、協働による事業などで利用していきたい。

このたび、事業者から建物寄附の申し出があり、本市としても、国の補助事業として、特定開発事業完了後である32年4月

は、多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境の整備を目的としており、入居者や周辺住民等の支えあいの地域づくりにつながるほか、地域共生社会の実現に寄与することなどから、譲渡を受けることとした。

施設の数地面積は、全体で622・51平方メートル、建築面積は、115・93平方メートル、延べ床面積は174・15平方メートル、木造の地上2階建ての予定で事業者との協議を進めている。

補正予算常任委員会は、9月12日及び10月10日に開催された。9月12日の委員会で、議案1件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定した。

江の島岩屋施設復旧工事 速やかに復旧可能な対策工事を選択 補正予算

江の島岩屋施設復旧工事について、今後も台風によって再び被害が生じ、そのたびに壊れる可能性があるが、何か対策を立てているのか聞きたい。

本補正予算により、小学校全校へのエアコン設置が完了するが、平成30年12月から31年5月の工事期間では短く考えるが市の見解を聞きたい。

マイナンバー制度導入に向けて、国が実施する文字の同定作業に係る費用が計上されているが、その内容と、戸籍事務にマイナンバー制度を導入することについて、具体的にどのようになっ

ていくのか聞きたい。現在、戸籍システムは各市区町村ごとに単独で導入しているため、情報連携を行い他の市区町村のシステムで見た際、外字などは異なる文字が表示されたりしてしまう。全国で利用するには、同じ文字に統一のコードをつける必要がある。この作業を国で行うため、市区町村において文字情報を抽出することとなる。国では、各戸籍の事務内容を連携させることで、児童扶養手当、年金、旅券手続き等において、戸籍証明書の省略が可能になることを決定した。

総務常任委員会は、9月11日に開催され、議案3件、陳情2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべきものと、陳情は1件が趣旨不了承と決定した。

〇厚木飛行場周辺の80W及び75W地域内の住宅防音工事実施を求める意見書 現在の厚木飛行場周辺の告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W地域に所在し、同年9月11日から平成18年1月17日までに建てられた住宅が防音工事の助成対象となっているが、80W及び75W地域の告示後住宅は助成対象外であり、対象区域が大幅縮小され区域外となった場合は切り捨てられる。また、外郭防音工事は、(以上、要旨を掲載)

〇厚木飛行場周辺の80W及び75W地域内の住宅防音工事実施を求める意見書 現在の厚木飛行場周辺の告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の80W及び75W地域に所在する告示後住宅に対しては、昭和三十九年9月10日に告示された住宅防音工事対象となる住宅を80W及び75W地域に拡大していかねば公平な対応とは言えない。よって、国会及び政府に対し、昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域で80W及び75W地域に所在する告示後住宅に対して住宅防音工事の対象とするともに、同地域に所在する住宅について外郭防音工事の対象とするよう強く要望する。(以上、要旨を掲載)

〇県立藤沢高等学校跡地に(仮称)交流センターについて (市の説明) 現在、本町4丁目の県立藤沢高等学校跡地では、民間事業者による特定開発事業が進められている。この事業は、専用住宅や共同住宅等の建築のほか、敷地内に存在する廃道敷部分について、新設する道路部分に入らない用地を集約し(仮称)交流センターや公益施設



(仮称)交流センターは藤沢高等学校跡地の東側に建設予定

を予定している。その際に、国が補助事業の趣旨を踏まえ、支えあいの地域づくりに大きく寄与する中で、特に地域共生社会の実現に

意見書

1件を政府等へ提出